

岐阜県建築基準法運用指針

(平成19年)

編 集 岐阜県建築行政連絡会特定行政庁分科会

本書の使用にあたり

- 1 本書は、岐阜県建築行政連絡会特定行政庁分科会において、具体的な事案に対する建築基準法の運用について各特定行政庁の意見調整を行い、統一見解としてまとめた指標です。しかしながら建築基準法の運用、解釈については、個々の事案により多種多様であり、単に各運用指針に記述する字句のみを優先させ解釈するものではありません。また、この運用指針の策定にあたり、各特定行政庁が従来から行政指導を行ってきた事項の内、独自性が強く各特定行政庁間で調整が困難であったものがいくつもあり、それらについては掲載を見合わせました。本指針以外についての指導を行政庁が行う場合があるので予めご承知をお願いします。
- 2 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、建設省から発出された通達はその根拠を失ったものの、本書は、建築基準法の技術的助言として取り入れていることを前提としています。
- 3 各運用指針は、今後の社会の変化、技術的進歩や新材料、新工法等の開発等に対応して改正を行い、本書も必要に応じて改訂を行うこととします。
- 4 防火避難規定に関して、本書で特に定めのない事項の運用については、原則として「建築物の防火避難規定の解説（日本建築行政会議編集）」によることとします。
- 5 その他本書の運用に対しての疑義については、特定行政庁に問い合わせをお願いします。
- 6 本書において使用している略語の内、主なものは次のとおりです。
 - 法 : 建築基準法
 - 令 : 建築基準法施行令
 - 告示 : 国土交通省告示、建設省告示
 - 通達 : 建設省住宅局建築指導課通達等
 - 防火解説 : 建築物の防火避難規定の解説（日本建築行政会議編集）
 - 設備指針 : 建築設備設計・施工上の指導指針（日本建築行政会議編集）

第1章 総則

法第2条（用語の定義）建築物	1
テント工作物	
ビニールハウス等	
農業用温室	
浄化槽の機械室等	
立体自動車車庫	
法第2条（用語の定義）ラック倉庫	2
ラック倉庫（立体自動倉庫）	
法第2条（用語の定義）特殊建築物、建築設備、居室、主要構造部	4
倉庫	
集会場	
別荘	
動く歩道	
居室の扱い	
積層式書庫の床	
法第2条（用語の定義）延焼のおそれのある部分	5
建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	
防火区画部分相互の延焼のおそれのある部分	
法第2条（用語の定義）耐火建築物、準耐火建築物	5
別棟増築時における既存不適格建築物の規制緩和	
法第3条（適用の除外）既存不適格	5
既存不適格建築物へのエレベーターの設置	
法第6条（確認申請）第1項の区分、添付図書、手数料	6
法第6条第1項の区分	
構造概要書の添付	
型式認定浄化槽シートの添付	
大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の確認申請手数料等	
法第6条（確認申請）擁壁	9
異種構造、階段等で分断されている擁壁	
法第6条（確認申請）変更確認	10
型式認定浄化槽の機種変更	
変更確認制度の運用	
法第7条の6（仮使用の承認）	18
増築における仮使用の承認手続きの必要の有無	
昇降機を含む建築物の仮使用承認	
法第12条（定期報告）	18
公社等の所有する昇降機の定期検査報告	

第2章 単体規定

法第21条（大規模建築物の主要構造部）	19
法第21条第1項ただし書きの用途	
法第26条（防火壁設置免除の準耐火建築物）	19
火災発生のおそれが少ない用途である製陶工場	
法第27条（準耐火建築物としなければならない特殊建築物）自動車修理工場	19
準耐火建築物とする自動車修理工場	

法第 28 条、令第 19 条（用語の定義）	2 0
児童福祉施設等の分類	
法第 28 条（採光）	2 2
採光規定における採光関係比率及び採光補正係数の導き方	
法第 31 条（浄化槽）	2 3
尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法	
過疎地域等における合併処理浄化槽	2 4
浄化槽の基数	2 7
家庭用トイレ排水循環システム	
蒸発槽を連結した浄化槽	
公共下水道又は農業集落排水事業計画区域の構造緩和	2 8
法第 31 条（便所）	2 8
農業集落排水処理施設	
法第 35 条（避難施設等）	2 9
窓その他の開放できる部分の取り扱い	
一戸建て又は長屋建住宅の直通階段	
2 以上の直通階段の設備を要する集会場の規模	
幼稚園、保育所の階段及び廊下	
法第 35 条（排煙設備）	3 0
排煙設備上の床面積の取扱い	
不燃性ガス消火設備	
法第 35 条の 2（排煙設備、非常用の照明装置、内装制限等）	3 0
「学校等」の扱い	
法第 35 条（敷地内の通路）	3 1
建築物又は渡り廊下と敷地内通路の関係	
法第 35 条の 2、令第 21 条（教室の床面積の取扱い）	3 2
教室の内装制限上の床面積の取扱い	
法第 35 条、法第 36 条（開放廊下）	3 2
開放廊下の適用	
（換気設備、防火区画、排煙設備、非常用の照明装置、非常用の昇降機）	
法第 36 条（防火区画等）	3 2
耐火構造、準耐火構造の床を支える小ばり	
法第 24 条各号のいずれかに該当する部分との防火区画	
法第 39 条（災害危険区域）	3 3
災害危険区域制限	
法第 40 条（がけに近接する建築物の制限）	3 4
がけ近接建築物制限の運用	
道路等によるがけの扱い	
がけ近接建築物制限における 2 段の擁壁等の扱い	3 5
がけ近接建築物制限における堅ろうな建築物	3 6
がけ近接建築物制限における 2 段の擁壁等の運用細目	3 7
法第 40 条（木造の共同住宅及び長屋）	4 0
混構造の共同住宅の出入口と道路の関係	
混構造の長屋の敷地内通路	
法第 40 条（特別の配慮を要する特殊建築物）	4 1
特別の配慮を要する特殊建築物の制限緩和	
特別の配慮を要する特殊建築物の運用細目	

第3章 集団規定

法第42条(道路の定義)	44
道路の区域、幅員、立ち並びの判断	
法第42条、法第52条、法第56条(道路)	45
道路幅員算定の起点	
法第42条(道路位置指定)	46
道路位置指定の取扱い	
道路位置指定の基準	
法第48条(用途地域)	47
第一種低層住居専用地域における附属建築物(物置、農業用倉庫)	
第一種低層住居専用地域内の集会場	
危険物貯蔵所等の既存不適格	
法第48条、第54条(用途地域 外壁の後退距離)	47
第一種低層住居専用地域内の附属建築物	
法第52条(容積率)	48
特定道路に接続する前面道路に接する敷地の容積率の割り増し	
法第53条(建ぺい率)	51
鉄道敷きに接する敷地の建ぺい率の割り増し	
法第53条(前面道路)	51
2以上の道路に接するとみなす敷地	
法第54条(外壁の後退距離)	52
外壁の後退距離に対する出窓の取扱い	
法第54条、令第135条の5(外壁の後退距離)	52
外壁の後退距離に対する制限緩和政令の適用	
法第56条(建築物の各部分の高さ)	53
斜線制限における屋上突出物の取扱い	
法第56条(建築物の各部分の高さ)道路斜線制限	56
前面道路の形状による道路斜線制限の取扱い	
道路斜線制限における後退距離等の取扱い	57
敷地と道路の間に水路等がある場合の制限適用	61
法第56条(建築物の各部分の高さ)	65
道路斜線、隣地斜線に関する確認申請書への記載事項等	
法第56条の2(日影による中高層の建築物の高さの制限)	66
日影規制の運用細目	
法第55条、法第56条、法第56条の2 (建築物の各部分の高さ 工作物)	73
斜線制限における工作物(屋上広告塔)の取扱い	

第4章 構造規定

法第20条(構造耐力)	74
鉄筋コンクリート造の高さの制限	
法第20条、令第82条の2(層間変形角)	75
外壁にALC版等を用いた建築物の層間変形角	
法第20条、令第85条(積載荷重)	75
乗用車みの自動車車庫の積載荷重	
法第20条、令第86条(積雪荷重)	75
岐阜県積雪荷重等指導指針	
雪おろしを行う場合の垂直最深積雪量の低減	76

第5章 雑則

法第3章（敷地の定義）	7 7
道路等により分割されている土地	
法第88条（工作物への準用）	7 7
準用工作物である污水处理場の規模	
法第92条（建築面積）	7 8
庇、屋外階段の建築面積の算定	
屋外階段、吹きさらしの廊下	8 1
法第92条（床面積）	
床面積の算定方法（統一資料）	8 2
床面積の算定方法（運用）	1 0 5
法第92条（延べ面積）	1 0 7
延べ面積から控除することができる自動車車庫等	
法第92条（用語の定義）	1 0 8
住宅の小屋裏等にある物置の取扱い	
法第92条（面積、高さ及び階数の算定）	1 1 0
高さ・階数の算定方法・同解説（日本建築主事会議 基準総則研究会資料）	
平均地盤面の算定	1 2 0
棟部分を利用した機械室、電気室等の階段	
岐阜県手数料徴収条例、岐阜県建築基準法施行細則第4条	1 2 0
確認申請手数料の減免	
巻末 参考資料	1 2 1
建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準・	
算定単位あたりの汚水量及びBOD参考値	1 2 2
岐阜県道路位置指定取扱要綱	1 2 6
岐阜県道路位置指定基準	1 3 1
天空率規制に係るQ & A（日本建築行政会議）	1 3 5